

多賀城ロータリークラブ 細則

(2016年改定の標準ロータリークラブ定款に整合)

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：役員及びその他の理事で構成するメンバー。
3. 役員：会長、副会長、幹事、会長エレクト、直前会長、会計、会場監督、監事の8名。
4. その他の理事：五大奉仕委員会の委員長及び1～2名のパスト会長。
5. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
6. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
7. RI：国際ロータリー
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員14(15)名より成る理事会とする。すなわち本細則第3条第2節に基づいて選挙された6(7)名の理事、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督、直前会長及び監事である。

第3条 理事および役員選挙

第1節 現会長は、次次年度会長の選出について年次総会の1ヵ月前に、在籍する直前5代会長経験者と現会長、幹事による指名委員会を召集するものとする。なお指名委員長は歴代の順とする。指名された会長ノミニー候補者は年次総会の過半数をもって承認されるものとする。承認された会員は、会長ノミニーとなるものとし、その年次総会の後の次の7月1日に始まる年度に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に会長に就任するものとする。

第2節 現会長は次年度会長に次年度の理事、役員を指名することを毎年12月の第2例会までに求めなければならない。その指名は、次年度会長による推薦によって行う。選考された理事、役員は年次総会の過半数をもって承認されるものとする。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト。会長エレクトは会長就任に向けて準備し、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第5節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとに通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるその説明を行い、その他クラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第7節 監事。監事の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第8節 直前会長はクラブの理事を務める。

第5条 会合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月第2週例会日に開催されるものとする。この年次総会において次次年度の会長及び次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は 木曜日 12 時 30 分に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(またはクラブ定款第12条第3節(b)項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくはクラブ定款第12第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第1例会前に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

細 則

第1節 入会金は 30,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。但し、理事会の決議により免除される場合はこの限りではない。

第2節 会費は年額 200,000円とし、各半年ごと、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。クラブ年会費には、RI人頭分担金、「The Rotarian」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。(口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第8条 五大奉仕部門

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。

それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。

第2節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第9条 委員会

第1節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

青少年奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および青少年奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置することができる。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも1名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 各委員会は、年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長直前会長

は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を 3 年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置することができるものとする：

- 出席委員会
- クラブ会報委員会
- 親睦活動委員会
- 家族委員会
- 炉辺談話委員会
- 雑誌委員会
- 会員選考委員会
- 会員増強委員会
- プログラム委員会
- 広報委員会

次の委員会に毎年 1 名ずつ以上の委員を任命するものとする。

- 職業分類委員会
- ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実動的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2か年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるべきものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置することができるものとする：

- 人間尊重委員会
- 地域発展委員会
- 環境保全委員会
- 協同奉仕委員会

第 10 条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切な RI 資料を参照するものとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第1節 クラブ奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

- (a) 出席委員会。この委員会はすべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること — これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる — を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (b) 職業分類委員会。この委員会は毎年できるだけ早く、遅くとも8月 31 日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (c) クラブ会報委員会。この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。
- (d) 親睦活動委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(e) 雑誌委員会。この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し；雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(f) 会員選考委員会。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(h) プログラム委員会。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(i) 広報委員会。この委員会は、

- (1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして
- (2) 本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

(j) ロータリー情報委員会。この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

第2節 職業奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする：

(a) 人間尊重委員会。この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。

(b) 地域発展委員会。この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。

(c) 環境保全委員会。この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。

(d) 協同奉仕委員会。この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

第4節 国際奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

る。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第5節 青少年奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が、青少年に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長の委員長は、本クラブの青少年に対する活動に責任をもち、青少年の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第 11 条 財務

第1節 会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の 2 つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名したもののみ支払われることとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回、監事または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節 資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月 30 日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月 31 日に至る期間、および1月1日より6月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。

RIに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする

(注:半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第5節 各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第6節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。

第 12 条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用

紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第 13 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 14 条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告(もしあれば)

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 15 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に会員全員に対し、方法の如何に拘わらず明示されていなければならない。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

2016年改定の標準ロータリークラブ定款に整合の為、平成28年6月30日一部改正

平成28年7月1日 施行